

白地手形の補充権行使期間についての序説

高 橋 紀 夫

1. は じ め に

満期記載のある白地手形の場合、補充権が手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することはなく、手形上の権利が消滅しない限り白地を補充して権利行使することができる（遡求義務者に対する関係では、遡求権保全手続との関係で、呈示期間内に補充して支払呈示することが必要である）ことについては、判例・学説上、異論がない。しかし、満期白地（一覽払手形・小切手については振出日白地）の手形については、満期日より起算すべき手形上の権利の消滅時効が進行しないから、満期を基準にして補充時期を定めることはできない。

日本私法学会における1994年度の手形法に関するワークショップ「白地手形法論」の司会を担当され、そこでの議論を紹介された川村教授は、「白地手形に関して積み重ねられてきた判例が、白地補充権を形成権とみて、満期白地の手形について補充権独自の消滅時効という考え方を取って来たのは、白地手形に関する法律関係の早期決着のため、および、補充権行使期間の明確な確定のためと解される。しかし、最近では、白地補充権の時効期間を物的抗弁ではなく人的抗弁と解する下級審判決（大阪地判平成元・11・30——後掲参照）にみられるように、実際面からも画一的明確な処理といっても限界があると認識されてきたようであり、白地手形交付の際の当事者間の意思に目を向ける必要性が認められてよいと思われる。反面、満期白地の手形について当事者間における満期補充に関する合意の存在を重視する近時有力な見解については、満期

の始期については何らかの合意のあることは認められても、終期については明確な合意がない（すなわち、何時以後であれば自由に請求できる）場合も考えられるだろうから、それを当事者の意思の合理的解釈として一定の期間で区切り、以後は不当補充に当たると解することができるのだろうかという疑問がある。いずれにせよ、満期白地の手形について白地補充権独自の時効消滅という考え方から全面的に離れることができるかについては今後も一層の議論を必要としよう。」とまとめられている¹⁾。そして、その後、この問題に関連して、後述するいくつかの注目すべき重要な判決が出ている。また、学説も、この問題につき引き続き議論が展開されているが、いまだ定説を得るまでには至っていない状況にある。そこで、この問題に関する判例理論を整理した後、学説の状況を概観した上で、私見を述べてみたい。

- 1) 川村正幸「白地手形法論」私法 57号 159頁。

2. 判 例 理 論

(1) 最高裁昭和 36 年 11 月 24 日第二小法廷判決（民集 15 卷 10 号 2536 頁，判時 280 号 8 頁，金判 529 号 106 頁）

【事実の概要】 Y は、昭和 24 年 9 月末頃、A 証券会社から、同社が大阪財務局より資産検査をうける場合に備え、形式上同社の不足資産を補うため Y 振出の小切手を貸与されたく、もし右検査に際し右小切手を使用したときは、その見返りとして直ちに同社より Y に同額の小切手を振出交付する旨の懇請を受けたので、これを応諾し、検査の際同社において振出日を補充しうるよう振出日を白地として金額 87 万 5,000 円の小切手（本件小切手）を作成して、右会社に交付した。

X は、昭和 25 年 9 月頃、A 会社に対し 80 万円を貸与し、その支払確保のため同会社振出の金額 87 万 5,000 円の約束手形を受け取っていたが、昭和 26 年

7月末A会社が廃業して整理中の同年10月頃、XはA会社から右手形と交換に本件小切手の交付を受けた。その際、A会社から、同社の不動産を処分して前記借金を返済するから、それまで本件小切手の振出日を補充して呈示することを待つてほしいとの申入れを受け、Xはこれを了承した。

その後A会社は不動産の処分をしたにもかかわらず、Xに対する前記借金を返済しなかったため、Xは（当時銀行との当座取引がなかったため）B弁護士に昭和29年8月上旬その取立を依頼して本件小切手を交付し、Bは同年8月9日振出日を同日と補充し、同月11日に支払呈示したが、支払を拒絶されたので、Xより本件小切手金請求訴訟提起の委任を受けた。原審はXの請求を認容したので、Yは、振出日白地の小切手の補充権は小切手上的の権利の時効と別個独立の消滅時効にかかり、その消滅時効期間は5年であるとした原判決には、法令の解釈を誤った違法があることなどを主張して上告した。

【判旨】「白地小切手の補充権は小切手要件の欠缺を補充して完全な小切手を形成する権利であること、補充権は白地小切手に附着して当然に小切手の移転に随伴するものであること等にかんがみれば、補充権授与の行為は本来の手形行為ではないけれども商法501条4号所定の『手形ニ関スル行為』に準ずるものと解して妨げなく、また白地小切手の補充は、小切手金請求の債権発生の要件をなすものであり、さらに小切手法が小切手上的の権利に関し特に短期時効の制度を設けていること等を勘案すれば、白地小切手の補充権の消滅時効については商法522条の『商行為ニ因リテ生シタル債権』の規定を準用するのが相当である。」と述べて、かつての大審院の判例が、白地手形の補充権を形成権の一種であるとして、民法167条2項によって、補充権を行使し得べき時（振出の時）から20年の時効にかかるとしてきたのに対して²⁾、本判決は、「白地小切手の補充権は、……一種の形成権であるが、形成権といえども、その消滅時効については、一概に民法167条2項を適用すべきものではなく、各種形成権について、その性質に従って、消滅時効の期間を定むべきである。」として、白地小切手の補充権はこれを行行使し得べき時から5年の経過によって、時効消

減する旨を判示した³⁾

(2) 最高裁昭和44年2月20日第一小法廷判決(民集23巻2号427頁,判時550号77頁,判タ233号89頁)

【事実の概要】 $Y_1 \cdot Y_2$ は、Aと共同して、昭和29年2月頃、振出日および満期を白地として金額100万円とする約束手形をXに振り出した。Xは、昭和41年8月頃になって、振出日を昭和38年5月6日、支払期日を昭和38年12月20日と、それぞれ記入して、 Y_1 らに手形金の支払を求めた。

1審(名古屋地豊橋支判昭和41・12・19民集23巻2号435頁参照)は、白地補充権の消滅時効期間を20年と解して、Xの請求を認めた。原審(名古屋高判昭和43・4・17前掲民集437頁参照)は、補充権は商法501条4号所定の「手形に関する行為」に準ずるものと解して、補充権の消滅時効期間は商法522条に定める「商行為に因って生じた債権」に準じて5年とするのが相当であり、その補充権は手形交付の時から行使しうべきであるから、補充権は昭和34年2月頃に時効により消滅したとして、Xの請求を棄却した。

そこで、Xは、補充権は振出人と受取人間の一般私法上の契約により発生し、手形債務の負担を目的とする手形行為自体から発生するものでないから、その発生原因たる契約は商法501条4号の「手形に関する行為」に該当せず、それが形成権の一種であることから、民法167条2項により20年の消滅時効にかかる解すべきである、と主張して上告した。

【判旨】 「満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法522条の規定が準用され、右補充権は、これを行使しうべきときから5年の経過によって、時効により消滅すると解すべきことは、当裁判所の判例とするところであり、(最高裁昭和33年(オ)第843号同36年11月24日第二小法廷判決,民集15巻10号2536頁,昭和37年(オ)第645号同38年7月16日第三小法廷判決,裁判集(民事)67号75頁参照),今これを変更する必要をみない。」と述べて、満期白地手形の補充権は5年の時効によって消滅する旨を判示した。したがって、本判決は、前掲⁽¹⁾昭和36年判決と同じ立場に立っており、判例の

立場を確立したものである。

これに対して、大隅裁判官は次のような意見を付している。「商法 522 条は、商行為によって生じた債権の消滅時効期間を原則として 5 年と定めると同時に、他の法令によりこれより短い時効期間の定めがあるときはその規定に従うものとしているところ、『手形に関する行為』によって生ずる手形債権（手形の主たる債権）については手形法に 3 年の短期時効の定め（手形法 70 条 1 項、77 条 1 項 8 号）が存するのであるから、白地手形の補充権授与行為を『手形に関する行為』に準ずるものと解する以上、これによって生ずる補充権の消滅時効期間も、5 年ではなくして、手形債権に準じて 3 年と解すべき」である。

「補充権はその行使によって生ずる手形上の権利と不可分な関係にあるのであるから（したがって、満期の記載のある白地手形については、手形債権と別に補充権についてその時効消滅を問題とする余地はない）、補充権についてその時効消滅を認める以上、その時効期間は手形債権と同様に考えるのが、当然の帰趨」である。「手形取引の実際からみても、補充権がその行使によって生ずる債権よりも長期の時効に服すべきものとする必要は見出しがたい。」と述べて、補充権も手形債権と同様の 3 年の時効にかかるとする⁴⁾。

(3) 最高裁昭和 45 年 11 月 11 日大法廷判決（民集 24 卷 12 号 1876 頁，金判 236 号 2 頁）

【事実の概要】 Y₁ と Y₂ 会社は共同で、昭和 33 年 4 月 23 日頃、A に対し、満期昭和 33 年 5 月 25 日、振出日白地の約束手形 3 通（本件手形）を振り出し、交付した。その後、A は、本件手形を B に白地式裏書により譲渡した。B は、本件手形を昭和 33 年 5 月 26 日、支払場所に支払のため呈示したが、支払を拒絶された。ところで、本件手形は、B が Y₁ と Y₂ 会社に対して有していた貸金債権について、その保証人として、A が本件手形の受取人となり、裏書をして B に差し入れたものであった。そこで、A は、その保証債務の履行として、昭和 34 年 3 月 2 日、B に対して、自己所有の土地建物の所有権を移転し、戻裏書に代えてすでになされていた B の白地式裏書を抹消の上 B から本件手形の

交付を受けた。そして、昭和34年3月10日、Aは、Xに対し本件手形を交付した。Xは、昭和36年5月10日、本件手形の振出日を白地のまま、共同振出人であるY₁とY₂会社に対し、手形金支払請求訴訟を提起した。しかし、Xが本件手形の白地部分の振出日を昭和33年4月25日と補充したのは、満期から3年経過後、最終の口頭弁論終結前の昭和38年4月18日であった。

1審（京都地判昭和39・2・5金法372号9頁）ではXの請求が棄却されたのでXは控訴した。原審では満期の記載ある白地手形の補充権は、手形上の権利が時効消滅しない限り、いつでも行使できる等と判示して、Xの請求を認容した。そこで、Y₁とY₂会社は、白地補充権は満期の日から3年の時効にかかるべきものであるから、本件手形は満期の昭和33年5月26日から3年を経過するとともに補充権が時効消滅したものであって、その後である昭和38年4月18日になした振出日の補充は無効である等と主張し、上告した。

【判旨】「満期の記載ある白地手形の所持人の振出人に対する権利は、満期の日から3年をもって時効により消滅するものであり、……。そして、振出日白地の約束手形における白地補充権は、これを行使することによって、手形上の権利を完成させるに過ぎないものであるから、その補充権が別個独立に時効によって消滅するものというべきではなく、手形上の権利が消滅しないかぎりこれを行使しうるものと解すべきである。」と述べて、白地補充権が独立に時効にかかるのは、満期白地の手形の場合のことであって、満期以外の部分が白地である場合の補充を何時までになすべきかの問題は、振出人に対する関係では満期から3年の手形上の権利の時効期間内に補充すべきであるという考え方で処理することを明確にした⁵⁾。

(4) 大阪地裁平成元年11月30日判決(判時1363号147頁,判タ731号222頁,金法1260号33頁)

【事実の概要】 Xは、Y₁振出、Y₁会社の代表者Y₂の裏書のある小切手(本件小切手)1通を所持している。Y₁・Y₂が本件小切手を振出及び裏書したのは、昭和57年5月頃で、その当時振出日は白地であった。Xは、昭和62年9

月頃、本件小切手を A から取得し、振出日欄を昭和 62 年 9 月 25 日と補充して同日支払人に呈示したが支払を拒絶された。そこで、X は、 $Y_1 \cdot Y_2$ に対して小切手金請求訴訟を提起した。これに対し、 $Y_1 \cdot Y_2$ は、その小切手行為を争うとともに、仮に振出や裏書の実事があったとしてもそれは昭和 57 年 5 月 20 日以前のことであるから、X の白地補充は補充権が時効により消滅した後に行われたものであると抗弁し、消滅時効を援用すると主張した。

【判旨】「X は、現実に振出日を白地として本件小切手が振り出された日から 5 年の白地補充権の時効期間経過後に A から右小切手を取得して同小切手の振出日を補充したというべきである。

ところで、小切手の補充権が時効にかかった後に白地の補充が行われた場合に、小切手の白地補充権の時効をいわゆる物的抗弁と解することは白地補充後の小切手取引を不当に害するおそれが多いから、小切手の白地補充権の時効が完成した後にその白地の補充がなされたときは、小切手法 13 条の類推適用により、悪意又は重大な過失によって右小切手を取得した所持人は小切手の白地補充権の時効完成後における白地補充のいわゆる人的抗弁をもって対抗されることになるかと解するのが相当である。

そうすると、 Y_1 らは、X が本件小切手の振出日の白地補充権の時効完成後に右小切手を悪意又は重大な過失によって取得したものであることにつき何らの主張立証もしないから、X に対し本件小切手の振出日の白地補充権の時効をもって対抗することができないものというべきであって、 Y_1 らの右白地補充権の時効消滅の抗弁は採用することができない。」と述べて、小切手の白地補充権の時効完成後にその白地補充がなされたときは、小切手法 13 条の類推適用により、悪意又は重大な過失によって右小切手を取得した所持人は小切手の白地補充権の時効完成後における白地補充であるとの人的抗弁をもって対抗される旨を判示している⁹⁾

(5) 最高裁平成 5 年 7 月 20 日第三小法廷判決（民集 47 卷 7 号 4652 頁，判時 1476 号 151 頁，判タ 832 号 81 頁）

【**事実の概要**】 YはXに対し、昭和59年7月20日頃、振出日欄および受取人欄を白地とし、満期（支払期日）を昭和59年9月20日、金額を200万円および506万円とする約束手形2通（本件各手形）を振り出した。XとYは、本件各手形の満期日の頃になって、Yが履行可能となる然るべき時期まで満期を延期する趣旨で、本件各手形の満期の記載を抹消して満期を白地の手形とすることに合意した。Xは、本件各手形の振出交付日から5年が経過する前の平成元年6月初め頃、満期を平成元年9月1日と補充し、その後その振出交付日から5年経過後の同年9月5日頃、振出日を昭和59年7月20日、受取人をXと補充した上で、Yに対して手形金の支払を求めて本訴を提起した。

1審（大阪地岸和田支判平成2・8・29金判934号7頁）はXの請求を認容し、Yは控訴。Yは原審（大阪高判平成3・7・30前掲金判6頁）で時効の抗弁を提出し、本件各手形の振出日欄および受取人欄の補充は、白地補充権の消滅時効期間経過後にされたものであると主張した。原審（控訴審）は、すべての白地補充を一体のものと解し、Yの抗弁を認め、1審判決を取り消してXの請求を棄却した。すなわち、本件各手形の満期欄の白地部分は、白地補充権の時効消滅前に補充されたが、振出日欄および受取人欄の各白地部分の補充は、本件各手形の振出交付日から5年の消滅時効期間の経過後になされたから、その効力を生じない旨を判示した。Xは上告。

【**判旨**】 「手形が満期及びその他の手形要件を白地として振り出された場合であっても、その後満期が補充されたときは、右手形は満期の記載された手形となるから、右手形のその他の手形要件の白地補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行行使することができるものと解すべきである（最高裁昭和43年（オ）第753号同45年11月11日大法廷判決・民集24巻12号1876頁参照）。

これを本件についてみるのに、……本件各手形は、当初満期が白地であったが後に右白地部分が適法に補充されたことにより満期の記載された手形となったものであるから、Xは、その記載された満期の日から3年間すなわち手形上

の権利の消滅時効期間内は本件各手形の振出日欄及び受取人欄の各白地部分を補充することができるものというべきである（なお、本件各手形は当初、満期を記載して振り出され、その後 X と Y との合意により、その記載を抹消して満期を白地としたものであるが、満期が白地の手形であったという意味においては、前記説示したところという満期を白地として振り出された手形の場合と異なるところはない。ただし、本件各手形の場合、満期の白地補充権の消滅時効は、Y がその補充権を授与した時、すなわち X と Y との前記合意の日から進行するものと解すべきである）。しかるに、原審が、本件各手形の満期欄の白地部分は白地補充権の時効消滅前に補充されたが、振出日欄及び受取人欄の各白地部分の補充は本件各手形の振出交付日から 5 年の消滅時効期間経過後にされたことを理由にその効力を生じないものと解したのは、白地補充権の消滅時効の法理の解釈適用を誤った違法があるものというべきである。」旨を判示している。本判決は、満期およびその他の手形要件を白地として振り出された手形の満期が補充された場合は、右手形のその他の手形要件の補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行使することができるとしたものである。

(6) 大阪高裁平成 10 年 3 月 13 日判決（金判 1064 号 35 頁）

【事実の概要】 Y と A は、昭和 62 年 10 月、X から 2,000 万円を手形貸付の方法により借り受け、右借受金の支払のため、Y と B 会社が共同して額面 2,000 万円の約束手形を振り出し、X に交付していたところ、右手形の書き替えのため、Y 及び B 会社が、平成 2 年か平成 4、5 年頃、満期及び振出日を白地にしたまま額面 2,000 万円の約束手形（本件手形）を振り出し、X に交付した。

そして、Y らは、その後平成 8 年 8 月まで利息を支払ってきたが、翌 9 月以降の利息を支払わなかったため、X は、同年 9 月、本件手形の振出日欄を平成 8 年 7 月 30 日、満期欄を平成 8 年 10 月 3 日と各補充した上、満期日の翌日支払のために呈示したが、資金不足を理由に支払を拒絶されたため、Y に対し、

本件手形金の支払を求めた。

これに対し、Yは、本件手形の補充は、Xに交付されてから5年の白地補充権の消滅後にされたものであるから、本件手形上の権利は時効により消滅した、などと主張した。

原判決（大阪地判平成9・9・11判例集未掲載）は、Yらが本件手形の原因関係となる借受金の先払い利息をXに支払っている間は、関係者間に白地補充をしない旨の黙示の合意が成立しており、Xの本件手形の白地補充権の消滅時効の起算点は早くとも平成8年7月というべきであるから、時効は完成していないとし、本訴請求を認容した。

そこで、Yは、本件手形の白地補充権の除斥期間ないし消滅時効は、手形の交付の日から3年ないし5年であるところ、Xが本件手形の白地を補充したのはその後であるから、本件手形の補充はその効力を有しない、などと主張して控訴した。

【判旨】「満期白地の手形補充権の消滅時効については、商法522条の規定が準用され、右補充権は、これを行使しうべきときから5年の経過によって、時効により消滅すると解すべきである。

XとYら間において、Yらが本件手形の原因関係となる本件借受金の先払い利息をXに支払っている間は、本件手形の白地補充をしない旨の黙示の合意が成立していたと解するのが相当であり、そうすると、仮にXに本件手形が交付された日がYの主張のとおりであったとしても、本件手形の白地補充権の消滅時効の起算点は早くとも平成8年8月末日というべきところ、Xが本件手形の白地補充をしたのは、平成8年9月以降で支払呈示をした日である同年10月4日以前であると認められるから、白地補充権の時効消滅をいうYの主張は採用できない。」と述べて、満期と振出日の記載のない白地手形の振出人と受取人との間において、右振出人が右白地手形の原因関係となる借受金の利息を受取人に支払っている間は、右白地手形の補充をしない旨の合意が成立していた場合、右白地手形の補充権の消滅時効の起算点は、右振出人の利息の

最終支払月の月末というべきである旨を判示している⁸⁾。

(7) 東京高裁平成14年7月4日判決(判時1796号156頁)

【事実の概要】 A会社は、平成5年頃、造成工事等の資金としてB会社から1億円を借り受け、その担保として1億円の約束手形を振り出した。有限会社Yは、当時、その代表者が、A会社の取締役をしていたことから、その支払を担保するためにこの約束手形に裏書をした。その後、この貸金債務は、A会社による月3分の利息の支払と元金3,000万円の返済によって、残元金は7,000万円となった(本件貸金債務)。A会社は、本件貸金債務の支払の担保のため、平成7年8月頃(「争いのない事実」としては、平成7年9月5日以前に振り出されたものとされており、Yも振出日を同日とする主張をしているが、判決は、同年8月頃振り出されたものと認定している)、前記手形の書替手形として、振出日、満期、受取人を白地とした約束手形2通(本件約束手形、金額合計7,000万円)を振り出した。Yは、本件約束手形にも、支払を担保するため、支払拒絶証書作成義務を免除して裏書した。

平成7年11月2日、A会社の代表取締役Cが行方不明となり、それ以降、利息を月々弁済する定めであったと見られる本件貸金債務が滞るようになった。A会社は、平成8年6月3日、会社解散の登記がされた。その後、平成12年10月5日、本件約束手形は、Xに譲渡された。その頃、Xは、振出日を同年8月1日、支払期日を同年11月10日、受取人をYと補充して、同年11月10日、本件約束手形を支払のため呈示したが、支払は拒絶された。そこで、Xは、本件約束手形2通の所持人として、裏書人Yに対して、その手形金内金各50万円の合計100万円を請求して本訴に及んだ。

原判決(東京地八王子支判平成13・12・20判例集未登載)は、振出日、満期ともに白地の約束手形の取得者は、手形の記載上、その真実の振出日を知るべきがないから、手形取得者が真実の振出日を知っていたか、あるいは知らなかったことにつき重過失がある場合を除き、白地補充権の消滅時効の起算日は、手形取得者が手形を取得して権利行使が可能になった日と解するのが相当

であるとした。そして、本件でXがその真実の振出日を知っていたことの主張、立証はないとして、Yの消滅時効の主張を排斥してXの手形金請求を認容して手形判決を認可した。

これに対して、Yは、①本件約束手形は、本件貸金債務の支払が遅滞したときから相当期間内の日（遅滞後2ヵ月以内の日または振出後5年以内の日）を満期として補充し、呈示する旨の黙示の合意があったにもかかわらず、その合意に違反する不当補充がなされたこと、②Xは、白地補充権が存在しないことを知っていたか、あるいは少なくとも知らなかったことにつき重大な過失があること、③Xによる満期補充の時点で、白地補充権は振出の時から5年の経過により時効消滅していたこと、などを主張して控訴した。

【判旨】 ① 補充権についての合意内容

「本件約束手形は、平成7年8月頃本件貸金債務の支払の担保のために振り出されたものである。本件貸金債務の弁済期の定め等は必ずしも明らかでないが、それ以前の1億円の貸付けの状況等からみると、弁済期について一応の定めがあったとしても、約定の利息の支払が続けられている限りはそれが伸張されていくという契約内容であったと考えられる。本件約束手形が満期白地で振り出されたのも、そのような事情によるものと推認される。

そうすると、このような約束手形については、その原因関係となった貸金債務の支払が遅滞した場合に、その時点あるいはそれから相当期間内の日を満期として補充し、呈示することによって債権の回収を図ることが予定されていたというべきである。したがって、手形授受の当事者間においては、本件約束手形の満期は貸金債務の支払が遅滞したときから相当期間内の日を補充する旨の合意があったものと認めるのが相当である。そして、約束手形上の債権は3年で時効消滅すること（手形法77条、70条）からすれば、その相当期間は最長でも3年を超えることはないものと解するのが相当である。

そして、本件貸金債務が平成7年11月2日以降遅滞するようになったことは前記認定のとおりである。そうすると、本件約束手形の満期は、それから3

年以内すなわち平成10年11月2日以前の日を補充することができたが、それ以後の日を補充する権限があったとは認められない。ところが、本件約束手形に実際に補充された満期日は、平成12年11月10日であり、これが白地補充権についての合意に反することは明らかである。」

② 補充権の不存在についての悪意・重過失

「もっとも、Xが本件約束手形を取得するに際し、前記の範囲を超える補充権の合意があったと信じてこれを取得した場合には、Xにその点につき重過失がない限り、裏書人であるYは前記不当補充の抗弁をもってXに対抗できないと解される（手形法10条）。

しかしながら、Xが本件約束手形を取得した際、その振出日、満期および受取人欄はいずれも白地であったことは前記のとおりである。振出日や受取人欄が白地という手形は日常見られるとしても、満期が白地ということは、通常ではなく、これを取得する者としても警戒してかかるのが通常である。そして、その満期をどのように補充しうるのが、すなわち満期についていかなる補充権授与の合意があったのかについて関心を持ち、このような手形を持ち込んだ者の説明を聞くだけでなく、振出人に問い合わせるなど、補充権の範囲に関する合意内容を調査確認しようとするであろう。そして、本件でXがその点の調査確認をしていれば……満期についての白地補充の期間がすでに経過していたことを容易に知りえたと考えられる。

Xが、本件約束手形を持ち込んだB建設の代表者Dと親密な関係にあることはXの自認するところであり、本件で、Xは前記のような本件約束手形に関する満期補充についての黙示の合意を知っていた可能性も十分考えられる。しかし、仮にそれを知らなかったとしても、前述のところからすれば、Xにはそれを知らなかったことにつき、重大な過失があるというべきである。

そうすると、Xのした本件約束手形の満期の補充は、その補充権の範囲を超えるものであって無効であり、Xが平成12年11月10日にした本件約束手形の支払呈示の効力は生じないというべきである。」

③ 白地補充権の法解釈のあり方について

「手形の白地補充権とは、白地部分を補充して完成手形とすることができる権利である。ただ、それは権利とはいっても、白地手形を完成手形に変えるための手段であって、それ自体で直ちに手形上の権利を発生させたり、手形債務者を遅滞に陥らせるなどの法的効果を発生させるものではなく、権利というよりはむしろ一種の権限というべきものである。手形の白地補充権がこのような性質のものであることからすれば、満期の記載のある白地手形の場合には補充権の時効を独立の問題としないのと同様に、満期の記載のない白地手形の場合にも補充権の消滅時効そのものを論ずるべきではなく、前記のように手形外の補充に関する合意の内容、すなわち白地補充権授与契約中の行使期限に関する合意の問題として考えるのが正当である。その上で、このような手形外の補充に関する合意の範囲の逸脱の問題は、手形法10条の律するところに委ねてよいと考えられる。

なお、約束手形の満期が白地で振り出されるのは必ずしも通常の事態ではなく、それには何らかの理由（本件のように原因債務の弁済期が確定しない場合など）がある場合が多いと考えられる。それをそのような個別的な事情を離れて画一的に一定の時効期間を観念し、それが経過した場合には一切白地を補充できないとすることは不合理な結果を招く場合もあると考えられる（たとえば、債務の年賦払いのために満期白地の手形を数枚振り出した場合に、終わりの方の白地手形について満期を補充して手形上の権利を行使しようとするときには補充権が時効により消滅するなど）。

以上のとおり、白地補充権の法解釈は、まずその範囲に関する合意内容の検討から始めるべきもので、それを省略して時効によるべきとするYの主張は採用し難い。」

本判決は、従来の判例理論と違い、満期白地の手形の所持人が満期としていかなる日を補充できるかは、手形授受の当事者間の合意およびその解釈によって決定されるべきであって、その合意を離れて白地補充権の時効消滅を論ずる

べきものではないとする。そして、貸金債務の担保として満期白地の手形が交付された場合に、満期として補充できる日は、当事者間の合意によれば、貸金債務の支払が遅滞した日あるいはそれから相当期間内の日であり、その相当期間は、3年を超えることはないものと解すべきであるとする⁹⁾

(8) 判例理論の整理

以上のように、これらの判決のうち、(1)~(3)判決および(5)判決からみて、最高裁の採る判例理論は次のように整理することができる。まず、(a)白地手形の補充権は一種の形成権であり、それ自体独立に消滅時効にかかる。しかし、(b)白地補充権の消滅時効については、満期白地の手形(振出日白地の小切手)についてのみ問題となり、満期以外の手形要件については問題とする余地はない。そして、(c)その場合の消滅時効期間は5年である。また、(d)その時効の起算点は、補充権を行使し得べき時である。

このような判例の態度に対しては、なにゆえ5年なのか、手形法は商法の特別法であって、商法522条も商行為によって生じた債権の消滅時効を5年と定めているが、それは他の法令によってこれより短い時効期間の定めのないときであるとしているのであって、「手形に関する行為」によって生じる本体たる手形債権が3年の時効にかかるのに、「手形に関する行為」に準ずべき行為によって生じたといえる補充権がなぜ5年なのか、むしろ手形債権に準じて3年とすべきなのではないか、という鋭い批判がなされている。また、なにゆえ満期白地の場合のみ補充権の時効を問題にするのか、補充権も権利であるとして時効が問題になるのであれば、理論的には満期が白地であるかどうかに関係ないはずであるのに、一方についてだけ時効を問題にするのは、理論的一貫性に欠けると批判されている¹⁰⁾

2) 大判昭和8・11・7裁判例7輯民法259頁，大判昭和11・6・12新聞4011号8頁。

3) 本判決の評釈・解説として，三淵乾太郎「判批」金法296号10頁，三淵乾太郎「判批」法曹時報14巻1号58頁，實方正雄「判批」『手形小切手判例百選(新版・増補)』170頁，

- 山下友信「判批」『手形小切手判例百選（第3版）』118頁，上柳克郎「判批」民商46巻5号874頁，小橋一郎「判批」判評45号（判時286号）15頁，早川徹「判批」『手形小切手判例百選（第5版）』80頁，加藤徹「判批」『手形小切手判例百選（第6版）』92頁，前田庸「判批」『商法〔総則・商行為〕判例百選（第2版）』78頁，前田庸「判批」金法1581号38頁，宮島司「判批」『商法〔総則・商行為〕判例百選（第4版）』76頁，井上勝馬「判批」銀法113号28頁，砂田卓士「判批」専修大学論集30号108頁などがある。
- 4) 本判決の評釈・解説として，小倉顕「判批」法曹時報21巻6号164頁，平田伊和男「判批」民商61巻6号1073頁，今井宏「判批」昭和44年度重判解（ジュリ456号）76頁，田村諄之輔「判批」『手形小切手判例百選（第4版）』82頁，伊藤壽英「判批」『手形小切手判例百選（第5版）』74頁，近藤光男「判批」『手形小切手判例百選（第6版）』86頁，塩田親文「判批」『判例演習講座商法Ⅱ』（世界思想社，1972年）221頁，別府三郎「判批」法学（東北大学）36巻1号70頁などがある。
- 5) 本判決の評釈・解説として，千種秀夫「判批」法曹時報23巻3号652頁，千種秀夫「判批」手形研究15巻1号10頁，柴田保幸「判批」法曹時報24巻3号168頁，小西勝「判批」判タ259号95頁，大西武士「判批」手形研究15巻2号10頁，中村一彦「判批」民商66巻4号132頁，畑肇「判批」企業法研究209号56頁，中間輝雄「判批」判評150号（判時634号）37頁，中間輝雄「判批」昭和45年度重判解（ジュリ482号）98頁，上柳克郎「判批」民商67巻5号860頁，田辺康平「判批」『手形小切手判例百選（第3版）』116頁，喜多了祐「判批」『銀行取引判例百選（新版）』43頁，柿崎栄治「判批」法学（東北大学）37巻2号92頁，柿崎栄治「判批」『判例演習講座商法Ⅱ』（世界思想社，1972年）147頁，小島孝「判批」『商法の判例（第3版）』206頁，庄政志「判批」金判253号2頁，武久征治「判批」彦根論叢153号29頁などがある。
- 6) 本判決の評釈・解説として，倉沢康一郎「判批」金判871号39頁，田邊光政「判批」平成2年度重判解（ジュリ980号）105頁，権鐘浩「判批」ジュリ1041号110頁，森淳二郎「判批」法セ36巻3号119頁，庄子良男「判批」私法判例リマークス1992（下）103頁，水谷美穂子「判批」平成2年度主要民判解（判タ762号）238頁などがある。
- 7) 本判決の評釈・解説として，伊藤壽英「判批」金判940号48頁，大内俊身「判批」ジュリ1039号104頁，大内俊身「判批」法曹時報47巻7号185頁，西尾信一「判批」手形研究38巻3号56頁，東法子「判批」銀法501号28頁，岩城謙二「判批」法令ニュース29巻6号23頁，弥永真生「判批」法セ40巻3号44頁，大塚龍児「判批」平成5年度重判解（ジュリ1046号）128頁，神谷高保「判批」法協112巻5号685頁，後藤紀一「判批」金法1396号15頁，坂井芳雄「判批」平成6年度主要民判解（判タ882号）226頁，酒巻俊雄「判批」法教160号136頁，末永敏和「判批」『手形小切手判例百選（第5版）』76頁，菅野佳夫「判批」判タ846号59頁，高窪利一「判批」私法判例リマークス1995（上）132頁，秦光昭「判批」NBL544号63頁，早川徹「判批」民商111巻1号133頁，山下眞弘「判批」『手形小切手判例百選（第6版）』88頁などがある。

- 8) 藤田友敬「判批」ジュリ 1208号 260頁。高田晴仁「判批」法セ 45巻 2号 111頁，笹本幸祐「判批」法セ 45巻 12号 117頁，竹内俊雄「判批」法律のひろば 52巻 9号 70頁などがある。
- 9) 本判決の評釈・解説として，後藤紀一「判批」銀法 623号 40頁，仮屋広郷「判批」金判 1165号 55頁，福瀧博之「判批」平成 14年度重判解（ジュリ 1246号）108頁，早川徹「判批」私法判例リマークス 2003（下）100頁，三宅新「判批」ジュリ 1278号 144頁，笹本幸祐「判批」，法セ 48巻 2号 110頁，黒野葉子「判批」税経通信 58巻 10号 185頁，谷本誠司「判批」銀法 613号 93頁，谷本誠司「判批」銀法 630号 87頁などがある。
- 10) 大森忠夫「白地手形」『手形法・小切手法講座 2巻』（有斐閣，1965年）66頁，後藤紀一『要論手形小切手法（第3版）』（信山社，1998年）141-142頁など。

3. 学説の状況

白地補充権の消滅時効に関する学説は，非常に複雑かつ錯綜しており，同じ説でもその主張内容にはニュアンスの差がある。理論的問題として補充権自体が消滅時効の対象となるか否かによって大体次の4つの説に分けることができる。

(1) 補充権自体時効説

(ア) 5年説 手形債権の消滅時効と切り離して，補充権自体の消滅時効を認めるもので，その時効期間に関しては補充権の授与は商法 501条 4号の「手形に関する行為」ないしそれに準ずるものとして商事債権の5年の時効にかかるとする見解である¹¹⁾

(イ) 3年説 商法 522条が他の短期時効期間の定めがあるときはその定めに従うものとしていること，および補充権の行使によって生ずるのは手形債権であることを根拠に，補充権も手形債権と同じ3年の時効にかかるとする見解である¹²⁾ この説においては，時効の起算点が重要な問題となるが，一般には，物理的意味で補充が可能になった時，すなわち白地手形振出の時から時効が進行すると考えられている。これに対して，時効期間は，手形債権に準じて3年とするが，時効の起算点は白地手形振出の時からではなく，形成権の行使が内

容確定により具体的に可能となった時であるとする説もある¹³⁾

これら補充権自体時効説のいずれの見解も、白地補充権の時効消滅の抗弁を物的抗弁と理解しているものと思われる。

以上の見解に対して、同じく3年説を採る立場から、白地補充権は手形の満期と無関係に消滅させるという構成をとるべきであり、白地補充権の消滅時効の起算点は、満期が白地の手形では、実際の振出日よりもう少し遅らせて、当事者の合意に基づいて満期として記載しうる時から（この時点以降は請求できるという時から）と解し、そのうえで、この手形をこの時点において直ちに請求できる満期の到来した手形とみて、この時点から3年間で補充権の消滅時効期間と考えるべきであるとする。そして、補充権の消滅時効の起算点が当事者の合意にかかる点から、白地補充権の消滅時効を、白地補充に関する合意内容についてと同様に人的抗弁と解して、白地補充権の時効消滅後の補充を不当補充の一場合とみることを可能とするとの考え方も主張されている¹⁴⁾

これらの補充権自体時効説に対しては、形成権としての白地補充権の時効消滅なるものを認めるならば、満期以外の手形要件が白地の手形の場合についても理論上共通に認める必要が生ずる。満期白地手形では、補充権につき振出の時から5年ないし3年以内に現実の補充をしない限り補充権自体時効消滅する考えるのであれば、手形上の権利の運命と補充権の運命が一致しないという不合理な結果を生ずるとの批判がある。すなわち、補充権が時効消滅にかかることを認めても、満期白地の場合、補充権が行使されれば、補充された満期を起算点としてさらに手形債権の消滅時効が進行することになる。したがって、補充権が消滅時効にかかることを認めただけでは、満期白地手形について、権利行使の期間を制限しようとする趣旨は貫徹されないことになる¹⁵⁾

(2) 債権時効説

形成権それ自体の存続期間は考えられるべきではなく、形成権（補充権）の存続期間は、その行使によって発生する本体的な権利（手形上の権利）の消滅

時効期間によって定まるとする近時の民法学説に依拠して、補充権それ自体の独立した時効消滅を問題にすべきではないとし、補充権のごとく本体たる手形のためにのみ存在する従たる形成権は、手形の時効によって制約されるとする立場である。

(ウ) 10年説　白地手形は商法501条4号の手形その他の商業証券とはいえないから、民事債権として10年の消滅時効にかかるとする説である¹⁶⁾

(エ) 3年説　満期白地の手形所持人は、いつでも白地を補充して権利行使ができるから、振出の時から満期が到来しているものとみてよく、補充権もまた3年の時効にかかるとする説である¹⁷⁾

この債権時効説に対しては、満期白地の手形を満期が到来している手形と同視する考え方を貫くと、振出人の責任は3年以内に補充しなければもちろん、振出日から3年以内に満期の補充がなされたときでも、振出日から（満期日からではなく）3年が経過すると消滅すると考えなければ論理一貫しないと考えられるが、このような結論はきわめて不都合であるとする批判がある¹⁸⁾

(オ) 新3年説　満期白地手形にあっては、所持人は3年以内に補充しなければならないのみならず、3年以内に手形上の権利を行使しなければならないが、このような消滅時効は人的抗弁であり、手形法10条の類推適用によって、補充後の手形の善意の譲受人には対抗できない、と主張する。そして、消滅時効の起算点は、補充して手形上の権利を行使することが白地手形授受の当事者間の実質関係上法律的に可能となった時であり、必ずしも白地手形の振出のための交付の時とは一致しないとする¹⁹⁾ 新3年説によれば補充権の消滅時効を考へることから生じる問題のかなりの部分は解消する²⁰⁾

しかし、基本的には、「補充権の時効」の観念を払拭し切っていない点で、徹底を欠くうらみがあり、理論上の問題点も残らざるをえない²¹⁾ すなわち、手形の時効は補充された満期から進行するため、第一に、満期についての制約がない限り権利行使の期間を制限できず、補充権自体の消滅時効を認めると、第二に、手形の時効前に補充権自体が時効消滅するという問題も生じる。さら

に、第三に、当事者間の合意ではまだ白地補充ができるのに、当事者間の合意に反して、補充権の時効が成立してしまうという矛盾も生じうる。これらの問題が生じるのは、補充権自体の消滅時効を考えたことに起因しているといえる²²⁾

もっとも、新3年説が、消滅時効を人的抗弁と解しているのは、時効の起算点が白地手形授受の当事者の合意によって決まることになるため、手形面上に表れることのない合意内容を知る由のないその後の手形取得者を保護する目的を有するものである。しかし、この点については、消滅時効を人的抗弁と解することが、時効制度と両立するかという疑問が提起されている²³⁾

(カ) 合意がない場合には4年と考える説 当事者間の合意ないし制約の有無を考慮する田邊教授の次のような見解がある。すなわち、「満期日として補充すべき期日について合意があった場合あるいは白地手形交付の実質関係によって定まる場合（たとえば、請負契約が締結され、将来発生するかもしれない損害賠償債務の履行を担保するため白地手形を交付した場合には、具体的に損害が発生したとき）には、当事者間では合意等に従った期日を補充したならば完成したであろう手形債権について時効を考えるべきであり、合意に違反した補充が行われた場合の第三取得者の保護は、手形法10条で律すべきであろう。補充すべき期日について何ら合意がない満期白地手形は、一覽払手形に準じて扱うのがもっとも公平であろう。手形法は、満期の記載のない手形を一覽払手形とみなしており（手2条2項、76条2項）、満期白地手形は未補充のままでも完成した一覽払手形としての要件を満たしたうえに、補充権が付いている。したがって、満期として記載すべき期日に関し、何ら合意ないし制約がない満期白地手形の所持人は、振出日より1年以内に任意の日を満期として補充して権利行使できると同時に、所持人が1年以内に補充のうえ権利行使しない場合には、一覽払手形に準じて振出日より1年後を満期とみなし、それより3年内に権利行使しないと時効消滅すると扱うべきであろう。所持人が1年以上後の日を満期として補充をしたうえで譲渡したときの取得者の保護は、不当補

充の問題として手形法 10 条で律すべきである。」と主張されている²⁴⁾ この見解によれば、当事者間の合意が明確でない場合には、補充権は振出日から 4 年以内に行使しなければならない。しかし、振出日と満期がともに白地の場合には、問題が解決できない点で疑問が残る。

(キ) 手形債権の消滅時効+合意に基づく責任+不当補充の効果の問題と考える説 前田教授は、「補充権自体の時効という観念を完全に払拭して、補充をして手形上の権利を行使しうる時期の問題を、手形債権の消滅時効の問題(場合によっては、利得償還請求権の消滅時効の問題にもなりうる)に収斂すべきであると考え。もっとも、その際に、白地補充について当事者間であらかじめなされた合意に基づく責任および不当補充の効果の問題も伴うことになる。結局、従来、補充権自体の消滅時効として取り扱われてきた問題を、①手形債権の消滅時効、②白地補充に関する当事者間のあらかじめなされた合意に基づく責任および③不当補充の効果の問題として取り扱うべきであると考え。」とする。そして、このように考えれば、「補充権自体の消滅時効という観念は、物的抗弁としてのみならず、人的抗弁としても完全に払拭されることになる。」と主張している²⁵⁾ したがって、満期白地手形の署名者は、合意された満期日を基準とする手形債権の消滅時効期間が経過すれば、これを手形法 10 条の意味での抗弁とすることができると解している。

(3) 従来の合意説

手形上の権利を行使できる期間を制約するために、補充権の消滅時効を認めるのではなく、これを満期日についての制約の問題と捉える。そして、白地をいつまでに補充すべきかの問題は、白地手形授受の当事者間の意思によって定まるとする見解である。この説は、このような制約の根拠を当事者の合意に求め、合意内容が不明な場合には、合理的意思を解釈して決すべきであるとする。その場合の合理的期間は取引社会の通念や信義則によって判断されることになる。

(ク) 5年説 通常考えられる客観的な合理的意思を解釈して決すべく、取引の慣行とか信義誠実の原則によって制約されるが、商法522条の消滅時効期間は、その判断につき有力な手がかりを与えると考える説によれば、補充権の行使期間は、多くの場合5年となる²⁶⁾

(ケ) 3年説 補充権の行使期間は、本来、当事者の意思解釈の問題であり、他に特に事情がなければ3年が合理的な期間の制約であるとする説によれば、3年となる場合が多い²⁷⁾

これらの合意説では、補充権の行使期間は必ずしも明白ではなく、明確な基準を示すことができないために、法的処理を困難にし、取引通念を無視するものであるとの批判がなされている²⁸⁾

(4) 近時の当事者意思説——時効全面否定説

(コ) 補充権を権限・権能と把握する説 補充権は権利というよりは、代理人の代理権と同じく権限ないし権能であるとする。そして、補充権を代理権と把握すれば、時効ないし除斥期間による消滅になじむものでなく、代理権の範囲、行使期間は専ら本人と代理人の内部関係、実質関係により決まると同様に、補充権の範囲、行使期間は専ら白地行為者とその相手方である白地手形受取人の内部関係、実質関係により決定されるとし、それからの逸脱は、専ら手形法10条の律するところに委ねてよいとする²⁹⁾。また、別の見解によれば、白地手形・小切手の補充権は、それ自体は単なる権限であって時効により消滅すべきものではない。問題は存続期間であって、もし補充権授与契約において明示または黙示の合意によりそれが定められているとすれば、それが手形法10条・小切手法13条の直接適用により、善意・無重過失の所持人に対抗しえないのは当然である。さらに、実際論として考えてみても、振出日欄および満期欄が白地の手形が振り出された場合、振出後何年経過してから白地要件が補充されたかなどということにかかわらず、補充された文言に従って権利関係が定まるのでなければ、手形取引の安全を図ることはできないとする³⁰⁾

これらの見解に対しては、白地補充権に関してはその補充内容に関する合意の存在が前提とされ、それに反する不当補充の抗弁の対抗が善意の第三者に対して制限されることに照らせば、債務者の認識にとって、白地補充権を単なる権限とみることが無理があるというべきであろう。白地補充権は代理権限に対比されるべきものと解するよりも、やはり権利としての性格を認めるべきではないだろうか、という疑問が出されている³¹⁾

(甲) 合理的意思解釈説（3年説） 補充権の行使期間は、当事者の合意によって決めるべきであることを前提にして、合意が明確でないときに一定の期間を考えるのは問題の解決にはならないと考える。そこで、後藤教授は、「補充権の行使期間は、あくまで当事者の合理的意思解釈によって決定すべきと考える。つまり、補充権授与契約には、どのような内容の補充をすべきかの他に、それをいつまでにすべきか（つまり補充権の存続期間）が含まれている。満期白地の場合、債務者にとって、どのような満期が補充されるかによっていつまで責任を負わなければならないかにかかるわけで、補充権の行使期間に関する合意は、補充権授与契約における重要な要素である。当事者が特にこのことに言及しなかったからといって、補充権の行使期間に関する合意が明らかでないとはいえない。満期が記載されなかった場合には、これを一覽払手形とする合意のないかぎり、原因関係上、予定された弁済期があるはずであるから、補充権行使もこの期日から遅くとも3年以内に行使すべき合意があると解するのが合理的意思解釈といえる。満期白地手形は、振出の時は特定できないが、取引の経過によって特定できる場合に利用されるはずである。この場合であっても、補充権の行使期間は、そのようにして特定された弁済期から3年以内に補充すべき旨の合意があると解される。」と主張され、補充権の行使時期は、当事者間の合意または合理的意思解釈によって決まり、この期間経過後の補充の問題は、手形法10条の不当補充の問題となるとする³²⁾

(乙) 満期表示限定説（5年説） 手形上の権利を行使しうる期間の問題は、補充される満期日についての制約（つまり、満期として表示されることができ

る日付は何時までか)の問題であるとする。関教授は、「消滅時効と比較するために重要なことは、補充権の行使とは、実際に補充権を行使する日ではなく、補充して手形に表示される日の問題であるということである。また、補充して表示される日に関する合意も、当事者間で明確な意思の合致があった場合ばかりでなく、取引の実態から推定できる当事者の合理的意思によっても合意したとされる場合があると考えられる。補充権を行使して表示される満期日の終期が合意されていない場合、商取引の常識として、手形当事者が無限に遠い将来の日を補充することに合意したと解することはできない。絶対的商行為である手形その他の商業証券に関する行為の消滅時効が5年である(商522条)から、これらの場合には、振出日から5年後までの日を満期として表示することの合意があったものと推定される。それ以降の日を補充したときは不当補充の問題として処理される。手形外の補充に関する合意の内容を合理的に解釈する過程で商事消滅時効の規定が解釈の素材とされるだけで、補充権の消滅時効そのものを論ずる余地はない。」と主張され、満期表示の合意に反する補充がなされた場合は手形法10条の不当補充の問題となるとする³³⁾。

- 11) 鈴木竹雄=前田庸『手形法・小切手法(新版)』(有斐閣, 1992年)223頁, 田中誠二『手形小切手法詳論上巻』(勁草書房, 1968年)479頁, 石井照久=鴻常夫『手形法小切手法(第2版)』(勁草書房, 1972年)202頁など。
- 12) 前述の昭和44年最高裁判決における大隅裁判官の意見, 大隅健一郎『新版手形小切手法講義』(有斐閣, 1989年)98頁。
- 13) 谷川久「白地手形の補充権の消滅時効」『新商法演習3』(有斐閣, 1974年)124頁。
- 14) 川村正幸『手形・小切手法(第3版)』(新世社, 2005年)140頁。
- 15) 竹田省「判批」民商6巻4号101頁, 上柳克郎『会社法・手形法論集』(有斐閣, 1980年)497頁, 上柳・前掲注5)160頁, 本間・前掲注5)40頁, 小島・前掲注5)211頁など。
- 16) 小橋・前掲注3)15頁。
- 17) 竹田省『手形・小切手法』(有斐閣, 1993年)97頁, 大森・前掲注10)66頁など。
- 18) 鈴木=前田・前掲書注11)212頁。
- 19) 上柳・前掲書注15)504頁, 今井・前掲注4)78頁。
- 20) 山下・前掲注7)89頁。

- 21) 前田庸『手形法・小切手法』（有斐閣，1999年）265頁。
- 22) 山下・前掲注7)89頁。
- 23) 前田・前掲書注21)265頁，倉沢・前掲注6)40頁。
- 24) 田邊光政『最新手形小切手法（第4版）』（中央経済社，2000年）357-358頁。
- 25) 前田・前掲書注21)265-267頁。同旨，弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法（第2版補訂）』（有斐閣，2005年）256頁以下参照。
- 26) 鴻巣夫「判批」『商法の判例（第1版）』（有斐閣，1967年）163頁。
- 27) 平田・前掲注4)1080頁。
- 28) 上柳・前掲書注15)506頁参照。
- 29) 大塚・前掲注7)130頁。
- 30) 倉沢・前掲注6)42頁。なお，補充権を権限と考える立場から独自の見解を展開するものとして，長谷川雄一『白地手形法論（改訂版）』（商事法務，1986年）204頁以下参照。
- 31) 川村・前掲書注14)137頁。
- 32) 後藤・前掲書注10)142-143頁。
- 33) 関俊彦『金融手形小切手法（新版）』（商事法務，2003年）58-59頁。

4. 結びに代えて

学説上，白地手形の補充権消滅時効ないし補充権行使期間の問題については，今までに数多くの論説が発表されており，本稿では，そのうちの一部に言及しているにすぎない³⁴⁾。また，この問題に関連する判例，とくに下級審の判例については，その一部にふれることができなかつた³⁵⁾。この問題は，白地手形の意義，白地手形に表章される権利，白地補充権の性質・内容および不当補充の抗弁の理論的根拠をどのように理解するかにかかわっている。したがって，このような基本的かつ理論的な議論をふまえたうえで，別の機会に再度この問題について論述するつもりである。以下において，若干の私見を述べてみたい。

補充権が消滅時効にかかることを認めても，満期白地の場合，補充権が行使されれば，補充された満期を起算点としてさらに手形債権の消滅時効（手70条）が進行することになるから，補充権が消滅時効にかかることを認めただけでは，満期白地手形について，権利行使の期間を制限しようとする趣旨は貫徹

されないことになる³⁶⁾ 補充権の消滅時効を問題としないアプローチによれば、従来判例理論の矛盾として指摘されてきた、満期白地の手形についてのみ消滅時効を観念するといった問題は生じることなく、理論的に首尾一貫したものとなる³⁷⁾

白地補充権の性質について、判例・通説である主観説的なアプローチによれば³⁸⁾ 満期白地の場合、振出日記載の有無にかかわらず、白地補充権授与契約で、補充される具体的な満期日が決められているときには、その契約上の日から、他方あらかじめ決められていないときでも、たとえば原因関係上弁済期が取引の経過によって特定できるときには、その特定の日から、あるいは原因関係上の貸金債務の支払の担保のために振り出された場合でその支払が現実に遅滞したときには、その日から、相当の期間内の日を補充する旨の合意があったものと考えべきである。そして、そのような補充権を行使すべき相当の期間は、合意内容が不明である場合でも、当事者間の合理的意思解釈として、上記のような「補充し得べき時」から3年以内と解すべきであろう。このようにして決定された補充権の行使期間を経過して補充された場合には、手形法10条の不当補充の問題として解決されることになる。満期は、手形金額と同様に手形債務の内容決定に重大な事由であるから、満期日の表示期日および補充時期ともに不当補充が問題となる。すなわち、何時までに何日までを満期として表示できるのかについて、補充権の内容として、その合意の具体的内容が重要な問題となる。したがって、満期白地手形を未補充のまま取得した者は、補充すべき満期日の表示期日に関する合意および補充権の行使期間に関する合意を調査確認しなかった場合には、原則として重過失が認定されることになる。仮に、当事者間で補充権を行使して表示される満期日の終期が合意されていない場合、あるいは補充すべき満期日に関する合意がまったくない場合には、所持人が補充し得べき時から3年以降の日を補充したときは、不当補充の問題として処理されることになろう³⁹⁾

法的にどのような構成をとるにせよ、満期白地の手形の補充権の行使期間に

一定の制限が加わる以上、その行使期間経過後の補充の効力は、結局、手形法10条の適用または類推適用によって解決せざるをえないのではないかと思われる⁴⁰⁾

34) 学説の各説の紹介については、岸田雅雄「白地補充権の消滅時効」『商法の争点Ⅱ』（有斐閣，1993年）358-359頁，田村・前掲注4)82-83頁，伊藤・前掲注7)53-54頁などを参照。

35) そのような下級審判例については、福瀧博之『手形法概要』（法律文化社，1998年）251-252頁参照。

36) 鳥山恭一「白地手形と白地補充権の消滅時効」『商法演習Ⅱ [手形法・小切手法]』（成文堂，1993年）210頁。

37) 仮屋・前掲注9)61頁。

38) 主観説・客観説・折衷説の各説からのアプローチについては、伊藤・前掲注7)54-55頁参照。

39) 後藤・前掲書注10)143-144頁，関・前掲書注33)59頁を参照。この意味において，東京高裁平成14年7月4日判決の結論は妥当と考える。

40) 福瀧・前掲書注35)249頁参照。

[本稿は，平成11年度（1999年度）松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。]